

高山村まち・ひと・しごと創生総合戦略検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 本村では、急速に進む本村の人口減少を克服し、若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現や地域の特性に即した地域課題等の解決を図り、魅力ある高山村を創生するために必要な事項を全庁的に検討するため、地方創生・人口減少対策会議（以下「対策会議」という。）を設置したところである。

この要綱は、地方人口ビジョン及び地方版総合戦略の策定に関し、対策会議による検討のほか、必要な事項を調査及び検討するため、高山村まち・ひと・しごと創生総合戦略検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を調査及び検討し、村長に報告するものとする。

- (1) 人口の現状分析及び人口の将来展望に関する事項
- (2) 前号を踏まえた目標及び方向性、指標に関する事項
- (3) その他必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員40人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから村長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体等代表者
- (3) 金融機関及び産業関係者
- (4) 高山村に住所を有する者
- (5) その他村長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成28年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によってこれを定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が必要に応じこれを召集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は資料の提供を求めることができる。

(報酬及び費用弁償)

第7条 委員には、別に定めるところにより報酬及び費用弁償を支給する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、地域振興課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、平成28年3月31日限り、その効力を失う。